

一般社団法人 燃料電池普及促進協会  
補助金事業センター  
TEL:03-5472-1190

間違いやすい項目の注意点について下記をご確認いただき、書類発送前に再度チェックをしていただきますようお願いいたします。

【ご注意ください】		チェック欄
・訂正する際は、二重線を引き、訂正印を押印の上、余白に正しい内容をご記入ください。修正液・削り等での訂正は無効になります。 【訂正印】申請者実印又は手続代行者印が有効。 ・◆印の欄は、既築または法人の場合は印字してあります。印字内容に変更が有る場合は、訂正して下さい。 ・★印の欄は、選択方式の為、必ずチェックを行なって下さい。		
ガス供給事業者	・都市ガス、LPガス共に供給事業者の記入が必要です。	✓
1. 一般用(建売用)申請者について 実印	・印鑑証明書の印鑑と印影が同一であること。	✓
現住所	・印鑑証明書の住所と同一であること。 ◆	✓
2. 振込み口座について	・預金種目を○で囲むこと。	✓
訂正する際は、二重線の上に訂正印【申請者実印のみ有効】を押印の上、余白に正しくご記入ください。		✓
3. 補助金対象システムの設置工事の内容について 設置先住所	◆	✓
未使用品であることの確認	★	✓
設置工事着工日(一般用)	・補助金申込受理・交付決定通知書到着日前にエネファームの本体据付工事に着工した場合は、補助金交付の対象となりませんのでご注意ください。(新築の場合、建物の工事着工日ではありませんので、お間違いのないようにして下さい)	✓
4. 領収金額証明について		✓
訂正する際は、二重線の上に訂正印【領収会社印のみ有効】を押印の上、余白に正しくご記入下さい。		✓
バックアップ給湯器の費用	・領収金額の中に、バックアップ給湯器の機器費・設置工事費を含まない場合はチェックして下さい。	✓
補助対象システムが未使用品であることの証明書	・建売(様式第15)のみ必須。 同封の書式にて、領収会社の証明書をご提出ください。	✓
本人確認書類(印鑑証明書の原本)	・印鑑証明書は本人確認及び、住所確認書類として必ず添付が必要です。 住所は、 <u>現住所</u> が記載されていることが必要です。	✓
設置状況写真	・カラーで鮮明なもの	✓
①補助対象システムの全景	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     ・据付工事完了後の写真を提出してください。                      ・品名番号と製造番号が1枚に写っている銘板の写真を提出してください。                      ・アルファベットや数字等が明確に読み取れるもので提出してください。                 </div> <p style="color: red; text-align: center;">SOFCについては①と④の写真を添付</p>	✓
②燃料電池ユニット単体の全景		✓
③貯湯ユニット単体の全景		✓
④燃料電池ユニットの品名番号及び製造番号(銘板)のアップ		✓
⑤貯湯ユニットの品名番号及び製造番号(銘板)のアップ		✓
現住所と設置先住所が異なる場合は、設置先住所を確認する為の証明書類(建物登記簿謄本等) ただし、一般用申請(様式14)新築の場合は、建物請負契約書または建築確認済証でも可 ※設置先住所の証明書類、契約書類等が地番表示であり、補助事業完了報告書記入の住居表示と異なる場合には、住居番号設定通知書(付定通知書)が必要となります。		✓
申請者および手続代行者用の控えとして、上記書類のコピーをとりましたか？		✓

《重要》

補助事業完了報告書(様式第14又は第15)は、補助事業完了日(取得年月日)から30日以内に提出してください。  
 協会HPに協会必着日確認早見表がございますので、ご参照ください。  
 但し平成30年2月28日(水)(17時必着)を過ぎた場合は、補助金を受け取ることはできませんので十分ご注意ください。  
 締切日に変更になることもありますので、協会ホームページをご確認ください。